

島根県公共工事共通仕様書(令和2年4月版)の主な改定内容

1. 改定理由

準拠している国土交通省、農林水産省ほか、国の共通仕様書の改定に伴い「島根県公共工事共通仕様書」を改定

2. 適用

令和2年4月1日以降に入札公告及び指名通知する工事から適用

3. 改定要旨

【工 事】

【本編】

- ・ 共通仕様書の中で引用している技術基準類及び法令等の改定等に伴う変更
- ・ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）を追加
- ・ 適用すべき諸基準に「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」等の追加
- ・ 固結工の中層混合処理等の追加

【施工管理基準】

（出来形管理基準）

- ・ 3次元データによる出来形管理について追加
- ・ 掘削工（水中部）、コンクリート舗装工、オーバーレイ工、浚渫船運転工の面管理の管理基準を追加
- ・ 表層安定処理工（ICT施工の場合）の管理基準を追加
- ・ 固結工の中層混合処理の管理基準を追加

（品質管理基準）

- ・ セメントの練混ぜ水にスラッジ水を使用する場合の水質試験の回数を追加
- ・ レディーミクストコンクリート単位水量の規格値の一部修正
- ・ 鉄筋挿入工のモルタル試験等を追加
- ・ 固結工の中層混合処理の管理基準を追加

（写真管理基準）

- ・ 掘削工、盛土工を3次元データによる出来形管理を行う場合の内容を修正
- ・ 各舗装工を3次元データにより出来形管理する場合の撮影頻度を追加
- ・ 鉄筋挿入工のモルタルのフロー値試験等の撮影頻度を追加
- ・ 固結工の中層混合処理のテーブルフロー試験等の撮影頻度を追加